

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	ウクライナ政府に対する贈与に 関する日本国政府とウクライナ 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 -----	H27.3.30 キエフで (同日)	日本側 角茂樹在ウクライ ナ大使 ウクライナ側 アレクサン ドル・クヴァイタシヴィリ 保健大臣	H27.4.9 I29号
ウクライナ	ウクライナ政府に対する贈与に 関する日本国政府とウクライナ 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 -----	H27.3.30 キエフで (同日)	日本側 角茂樹在ウクライ ナ大使 ウクライナ側 ヘンナーデ イー・スーゾフ副官相兼 ービス大臣	H27.4.9 I30号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。